

勤労身体障がい者体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

勤労身体障がい者体育館条例施行規則の一部を改正する規則

勤労身体障がい者体育館条例施行規則（昭和52年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区 分	利用料金の上限額		区 分	利用料金の上限額	
	アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合		アマチュア スポーツに使用 する場合	その他の催し に使用する場 合
[略]			[略]		
ゲートボール用 具	[略]		ゲートボール用 具	[略]	
			ハンドボール用 具	<u>1式1時 間までご とに</u>	<u>40</u> <u>90</u>
			フットサル用具	<u>1式1時 間までご とに</u>	<u>40</u> <u>90</u>
椅子（1人用）	[略]		椅子（1人用）	[略]	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。